

特定非営利活動法人智頭の森こそだち舎

理事会規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人智頭の森こそだち舎の理事会の運営に関し必要な事項について規定し、その適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。

(理事会の構成)

第2条 理事会は、理事及び理事が認めた者をもって構成する。

(理事会の権限)

第3条 理事会は、定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事務局の組織および運営
- (4) 役員解任。
- (5) その他総会の議決を要しないこの法人の業務の施行に関する事項
- (6) 総会の議決を経た事業計画書及び活動予算書の変更。但し、反対意見のない場合にのみ議決される。

(理事会の開催)

第4条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事会への参加が認められた者の総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載する書面または電磁的記録をもって理事会召集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第5条 理事会は理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2号の規定による請求があった場合には、速やかに理事会を招集しなければならない。

(理事会の議長)

第6条 理事会の議長は、理事長または理事長が選任した者がこれにあたる。

(理事会の議事)

第7条 理事会における議決事項は、あらかじめ通知した事項とする。

2. 理事会において、理事総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。
3. 理事会における議決事項は、定款およびこの規約に別段の定めがある場合を除き、決議について特別

の利害関係を有する理事を除く理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4. 全ての理事が書面又は電磁記録により同意の意思を示したときは、当該提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。

(理事会の表決等)

第8条 各理事の表決権は平等なものとする。

2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項につき書面または電磁的記録をもって表決すること、または他の理事を代理人として表決を委任することができる。同一の者から書面または電磁的記録による表決を複数受理した場合、理事会を開会した時点での最新の表決を有効な表決とする。
3. 前項の規定によって表決した理事は、前条の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4. 理事会の表決について、特別な利害関係を有する理事は、その議事の表決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第9条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
 - (2) 理事総数、出席者数および出席者氏名(書面または電磁的記録による表決および表決委任者がある場合はその数を付記すること)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過概要および表決結果
2. 議事録は議長および理事会において選任された1人または2人の議事録署名人が承認しなければならない。ただし、第7条第4項による議決の場合は議事録署名人を必要としない。

(改廃)

第10条 この規則の改廃は、理事会の決議による。

付 則

1. この規程は令和3年(2021年)4月1日から施行する。
2. この規程は令和3年(2021年)10月18日から施行する。